

(5) **高齢者配食サービス事業**……調理が困難な一人暮らし高齢者、高齢者二世帯又は日中一人で過ごす高齢者を対象に、昼食を配達して安否確認を行います。



(8) **外出支援事業**…一般の交通機関では外出することが困難な在宅の高齢者について、通院等で外出する場合に、特殊仕様の福祉タクシーを1回500円で利用が可能です。

(9) **訪問理美容サービス事業**…在宅で生活している要介護3～5の方で、かつ理容室や美容室へ出向くことが困難な高齢者を対象に、理美容師が対象者の自宅を訪問します。



(10) **訪問歯科診査事業**…寝たきりの状態で歯科医院に出向くことが困難な高齢者を対象に、歯科医師が訪問し、治療の要否や治療方針を決めるための検査を行います。

(11) **重度要介護者居宅介護サービス利用支援事業**…要介護4又は要介護5の方で、かつ世帯が市民税非課税である場合に、訪問系サービス、通所系サービスを各々週1回、利用者負担なしで利用できるクーポン券を支給します。

(12) **家族介護用品支給事業**…市民税非課税で要介護4又は5と認定された要介護者を対象とし、介護する家族等の経済的な負担軽減を図ることを目的に、紙オムツ又は尿取りパッドが購入できるクーポン券の交付を実施しています。



(13) **家族介護慰労事業**…在宅で生活をしている要介護4又は5と認定された要介護者で、世帯が市民税非課税の方で、過去1年に渡り介護給付を受けなかった場合において、その介護者に対して慰労金を贈呈することを目的として実施しています。

番号はケアパスの番号に対応しています。

4. 稚内市高齢者サービスについて

(1) **命のバトン事業**…高齢者が緊急時に、病気や服薬内容、又は緊急連絡先などの必要な情報が、救急隊員や医療機関に伝わるように専用の筒を冷蔵庫に入れて保管します。

(4) **簡易型緊急通報装置（あんしんコール）**…一人暮らし高齢者、日中一人になる虚弱な高齢者及び虚弱な高齢者二人世帯を対象に、あらかじめ登録してある協力員3名に緊急時に連絡が入る簡易型の装置を設置します。



(7) **緊急通報装置給付運営事業**…障がいや病気等の理由により、日常生活動作に支障のある一人暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯を対象に、緊急時24時間体制で対応する受診センターにつながる、救急車両の手配等を行う装置を設置します。

(2) **友愛訪問**…定期的に高齢者宅を訪問し、心身の状況等を確認するとともに、支援に関わる必要な情報の提供や関係機関との連絡調整を行います。



(3) **愛のふれあい訪問活動事業**…家に閉じこもりがちな一人暮らし高齢者を対象に、自宅に週2回ヤクルトを配達しながら声掛けを行い、安否確認と不安の解消を図ります。

(6) **防火査察**…毎年1回、各地域の民生児童委員から報告のあった一人暮らし高齢者を対象に、長寿あんしん課職員、稚内消防署職員、在宅介護支援センター職員が合同で訪問し、火災予防に関する指導・助言や生活に関する相談を受けています。

